

## 佐賀県告示第 237 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 4 年 10 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
松本医院	神埼郡吉野ヶ里町三津 751-9	令和 4 年 3 月 19 日
えぐち薬局	佐賀市久保田町新田 3684-2	令和 4 年 3 月 31 日
本田薬局	佐賀市本庄町本庄 1239-6	令和 4 年 4 月 30 日
みふね薬局	武雄市武雄町武雄 5698-2	令和 4 年 4 月 24 日
正島脳神経外科	佐賀市鍋島一丁目 3 番 10 号	令和 4 年 4 月 30 日
豊田医院	小城市小城町畑田 2186-7	令和 4 年 5 月 8 日
井川歯科	伊万里市新天町 488 番地 18	令和 4 年 6 月 30 日
医療法人浦歯科医院	佐賀市兵庫南四丁目 1-29	令和 4 年 7 月 1 日
木村歯科	佐賀市久保泉町下和泉 1901 番地 1	令和 4 年 7 月 1 日